

セーフティネット保証4号の規定による認定申請について (創業者等への緩和基準：突発的災害（自然災害等）)

業歴3か月以上1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合はこちらをお読みください。

＝手続きについて＝

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請は、下記の書類を添えて、市役所産業振興課へ申請してください。
- ②法人の認定申請は、本社登記及び事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ③個人の認定申請は、主たる事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ④申請書の受理後、原則翌日（土日、祝日除く。）交付いたしますので、余裕を持って申請してください。

＝認定要件＝

緩和された基準になります。下記よりいずれかを選び、該当する申請書にご記入ください。
緩和基準以外は、通常のセーフティネット保証4号と同様のものになります。

1 災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合

→災害等の発生直前との比較（様式4－②）

最近1か月の売上高等が、災害等の発生直前3か月間の月平均売上高等（※1）と比較して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、災害等の発生直前3か月間の売上高等（※2）と比較して**20%以上減少**していること。

2 災害発生前に売上高等を掲載している期間がない場合

→最近1か月と最近3か月比較（様式4－③）

最近1か月の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等（※2）と比較して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間の見込みを含む3か月間の見込み売上高等が最近3か月間の売上高等（※2）と比較して**20%以上に減少**することが見込まれること。

※1 災害発生直前の平均売上高については、原則災害発生直前3か月間の平均とするが、災害発生直前の売上を把握できる期間が3か月に満たない場合は、その期間における平均売上高とする。

※2 3か月間の売上高が把握できない場合や実態を反映していない場合（最近3か月間で事業縮小を強いられている場合など）は、把握可能又は実態が反映されている期間における平均売上高または平均売上高の3か月分とする。

《提出書類》

提出書類		備考・注意事項
【法人・個人共通】	①認定申請書（片面１枚）	
	②添付書類（片面２枚）	
	③申請書及び添付書類に記載の金額の根拠資料	月別試算表、総勘定元帳または売上台帳の写しや <u>月別の売上</u> がわかるものなど
	④許認可書の写し	許認可業種の場合は添付。
	⑤委任状	金融機関を代理人とする場合は添付。
【法人】	①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	発行から３か月以内のものに限る。 電子申請も可。
	②決算書（前年度分）の写し （事業開始時期により無い場合は不要。）	税務署の受付印あるもの（当該３か月が期をまたぐ場合、ひとつ前の期も必要） 電子申告も可（受信通知の添付が必要です。）
【個人】	①確定申告書（前年度分）の写し	税務署の受付印あるもの（当該３か月が期をまたぐ場合、ひとつ前の期も必要） 電子申告も可（受信通知の添付が必要です。）
	②本人の現在住所のわかるもの	運転免許証・健康保険証など 事業所の住所地と住民登録がされている住所地の確認のため必要となります。